

修正前：2023（令和5）年7月時点

保育所における感染症対策ガイドライン
(2018年改訂版)

こども家庭庁

2018(平成30)年3月

(2023(令和5)年5月一部改訂)

<2023（令和5）年7月一部修正>

本ガイドラインは、厚生労働省において作成されたものですが、厚生労働省からこども家庭庁への事務の移管に伴い、こども家庭庁において一部改訂を行いました。

修正後：2023（令和5）年10月時点

保育所における感染症対策ガイドライン
(2018年改訂版)

こども家庭庁

2018(平成30)年3月

(2023(令和5)年5月一部改訂)

<2023（令和5）年10月一部修正>

本ガイドラインは、厚生労働省において作成されたものですが、厚生労働省からこども家庭庁への事務の移管に伴い、こども家庭庁において一部改訂を行いました。

修正前：2023（令和5）年7月時点

しておく仕組みを作っておくことで、感染症発生時に迅速な対応を行うことが可能となります。「予防接種を受けた」又は「罹患した」という記憶は当てにならない場合が多いので、予防接種歴については母子健康手帳等の記録を確認することが重要です。

定期接種の標準的な接種対象期間に予防接種を受けていない子どもについては、囑託医と相談し、保護者に対し、個別に予防接種の重要性について説明しましょう。

【コラム：新型コロナウイルスワクチンについて】

（小児接種の基本情報）

令和5年5月8日現在、新型コロナワクチンは、日本国内に住民登録のある生後6か月以上の方が接種対象となっています（国籍は問いません）。

5歳以上11歳以下の小児への新型コロナワクチン接種については、従来型ワクチンによる初回接種（1・2回目接種）及びオミクロン株対応2価ワクチンによる追加接種を実施します。初回接種では、1回目の接種から原則20日（18日以上）（※）の間隔をおいて2回目の接種を実施することとしています。また、オミクロン株対応2価ワクチンによる追加接種については、令和5年3月8日から開始しており、初回接種（1・2回目接種）の完了から3か月以上の間隔をおいて1人1回の接種を実施することとしてきました。

また、令和5年5月8日以降の5歳以上11歳以下の小児への接種については、5月から8月頃までの春夏には、

- ・初回接種が完了しており、基礎疾患がある方（オミクロン対応2価ワクチンの接種歴の有無を問わない。）
- ・基礎疾患はないが、初回接種は完了し、まだオミクロン対応2価ワクチンを受けていない方

を対象に1人1回の追加接種を実施することとし、9月以降の秋冬には、初回接種を完了している全ての小児を対象に、さらに1回の追加接種を行う方針となっています。なお、この間も引き続き初回接種は実施されます。

さらに、令和4年10月24日からは、生後6か月以上4歳以下の乳幼児についても、初回接種（1～3回目接種）を実施しています。1回目の接種から原則20日（18日以上）（※）の間隔をおいて2回目の接種をした後に、55日以上の間隔をおいて1回接種することとしています。

（※）20日の間隔とは、例えば、11月1日に1回目接種を実施した方が2回目接種を11月22日（3週間後）に実施するという意味です。

（同意について）

新型コロナワクチンの接種は、対象となる方に受けることが勧められていますが、接種を受けることは強制ではありません。予防接種の効果と副反応のリスクの双方についてしっかり情報提供が行われた上で、接種を受ける方の同意がある場合に限り、自らの意思で接種を受けていただくものです。ただし、16歳未満の場合は、原則、保護者の同伴と予診票への保護者の署名が必要となり、保護者の同意なく接種が行われることはありません。接種を強制したり、接種を受けていない人に差別的な扱いをすることのないように十分配慮する必要があります。

修正後：2023（令和5）年10月時点

しておく仕組みを作っておくことで、感染症発生時に迅速な対応を行うことが可能となります。「予防接種を受けた」又は「罹患した」という記憶は当てにならない場合が多いので、予防接種歴については母子健康手帳等の記録を確認することが重要です。

定期接種の標準的な接種対象期間に予防接種を受けていない子どもについては、囑託医と相談し、保護者に対し、個別に予防接種の重要性について説明しましょう。

【コラム：新型コロナウイルスワクチンについて】

（小児接種の基本情報）

令和5年9月20日現在、新型コロナワクチンは、日本国内に住民登録のある生後6か月以上の方が接種対象となっています（国籍は問いません）。

5歳以上11歳以下の小児への新型コロナワクチン接種については、オミクロン XBB.1.5 対応1価ワクチンによる初回接種（1・2回目接種）及び追加接種を実施します。初回接種では、1回目の接種から原則20日（18日以上）（※）の間隔をおいて2回目の接種を実施することとしています。また、令和5年秋開始の追加接種については、初回接種（1・2回目接種）の完了から3か月以上の間隔をおいて令和5年9月20日から令和6年3月31日までの間に1人1回の接種を実施することとしています。

さらに、生後6か月以上4歳以下の乳幼児についても、初回接種（1～3回目接種）及び追加接種を実施しています。1回目の接種から原則20日（18日以上）（※）の間隔をおいて2回目の接種をした後に、55日以上の間隔をおいて1回接種することとしています。また、令和5年秋開始の追加接種については、初回接種（1～3回目接種）の完了から3か月以上の間隔をおいて令和5年9月20日から令和6年3月31日までの間に1人1回の接種を実施することとしています。使用するワクチンは、令和5年9月20日以降、オミクロン XBB.1.5 対応1価ワクチンになりました。

（※）20日の間隔とは、例えば、11月1日に1回目接種を実施した方が2回目接種を11月22日（3週間後）に実施するという意味です。

（同意について）

新型コロナワクチンの接種は、強制ではありません。予防接種の効果と副反応のリスクの双方についてしっかり情報提供が行われた上で、接種を受ける方の同意がある場合に限り、自らの意思で接種を受けていただくものです。ただし、16歳未満の場合は、原則、保護者の同伴と予診票への保護者の署名が必要となり、保護者の同意なく接種が行われることはありません。接種を強制したり、接種を受けていない人に差別的な扱いをしたりすることのないように十分配慮する必要があります。

修正前：2023（令和5）年7月時点

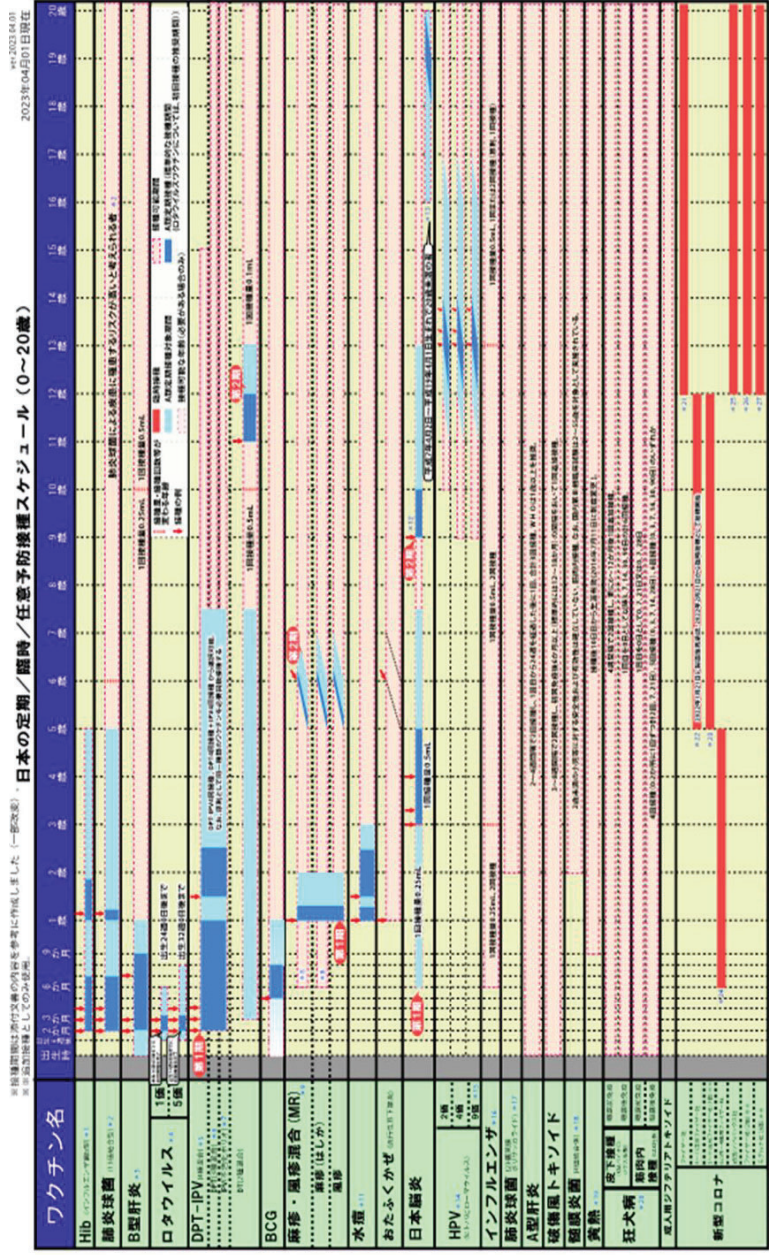


図5 日本の定期・任意予防接種スケジュール(2023(令和5)年4月1日以降)
※この図は今後更新されることが予想されます。最新の情報は以下のURLでご確認ください。
<http://www.nih.go.jp/miid/ja/vaccine-j/2525-v-schedule.html>

修正後：2023（令和5）年10月時点

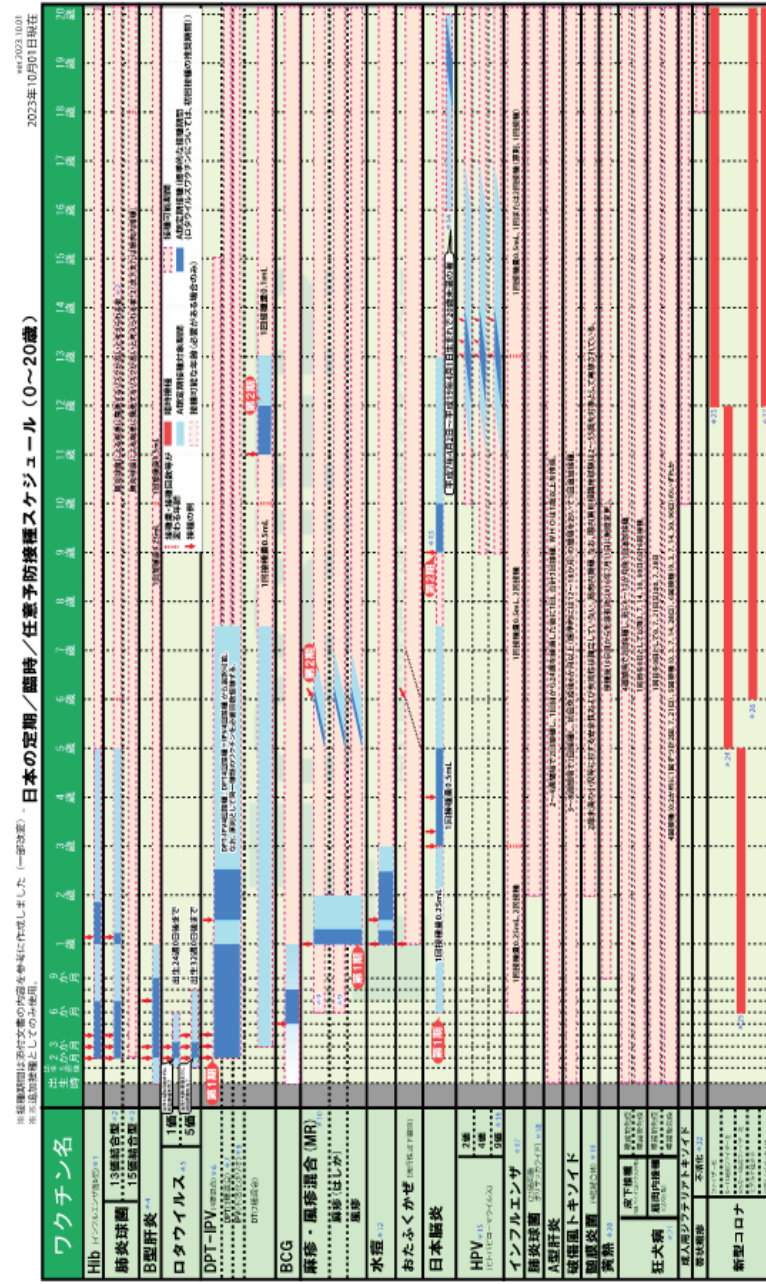


図5 日本の定期・任意予防接種スケジュール(2023(令和5)年10月1日以降)
※この図は今後更新されることが予想されます。最新の情報は以下のURLでご確認ください。
<http://www.nih.go.jp/miid/ja/vaccine-j/2525-v-schedule.html>

(3) 新型コロナウイルス感染症

病原体	新型コロナウイルス（SARSコロナウイルス2）
潜伏期間	約5日間、最長14日間とされてきたがオミクロン株では短縮傾向にあり、中央値が約3日とされている
症状・特徴	<p>無症状のまま経過することもあるが、有症状者では、発熱、呼吸器症状、頭痛、倦怠感、消化器症状、鼻汁、味覚異常、嗅覚異常などの症状が見られる。</p> <p>新型コロナウイルス感染症では、鼻やのどからのウイルスの排出期間の長さ個人差があるが、発症2日前から発症後7～10日間はウイルスを排出しているといわれている。発症後3日間は、感染性のウイルスの平均的な排出量が非常に多く、5日間経過後は大きく減少することから、特に発症後5日間は他人に感染させるリスクが高いことに注意することが求められる。</p> <p>新型コロナウイルス感染症と診断された人のうち、重症化した人の割合や死亡した人の割合は年齢によって異なり、高齢者は高く、若者は低い傾向にある。重症化する割合や死亡する割合は以前と比べ低下している。</p>
感染経路	主な感染経路は飛沫感染、エアロゾル感染、接触感染である。
予防・治療方法	<p>令和5年5月8日現在、新型コロナワクチンは、日本国内に住民登録のある生後6か月以上の方が接種対象となっている。</p> <p>小児に接種可能なワクチンは、メッセンジャーRNA（mRNAワクチン）で、12歳以上用、5～11歳用、生後6か月～4歳用の3種類のワクチンを用いて、それぞれの対象者に対して、初回接種（※）を実施している。</p> <p>※12歳以上用及び5～11歳用のワクチンは、初回接種で2回の接種を、生後6か月～4歳用のワクチンは、初回接種で3回の接種を実施する。</p> <p>また、初回接種（1・2回目接種）を完了した5歳以上の方を対象として、1人1回のオミクロン株対応ワクチンの接種を実施している。</p> <p>治療については、軽症の場合は経過観察のみで自然に軽快することが多く、必要に応じて解熱薬等の対症療法を行う。</p>
留意すべきこと （感染拡大防止策等）	<p>保育所における新型コロナウイルス感染症の基本的感染対策としては、手洗い等により手指を清潔に保つことや換気を行うことが有効である。</p> <p>なお、マスクの着用について乳幼児については、2歳未満では、息苦しさや体調不良を訴えることや、自分で外すことが困難であることから、窒息や熱中症のリスクが高まるため、着用は奨められていない。2歳以上についても、マスクの着用は求めていることに留意する必要がある。</p> <p>罹患した子どもの登園のめやすは、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過すること」である。</p> <p>※無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること</p>

※新型コロナウイルス感染症については、P17、23、31～33も参照

(3) 新型コロナウイルス感染症

病原体	新型コロナウイルス（SARSコロナウイルス2）
潜伏期間	約5日間、最長14日間とされてきたがオミクロン株では短縮傾向にあり、中央値が約3日とされている
症状・特徴	<p>無症状のまま経過することもあるが、有症状者では、発熱、呼吸器症状、頭痛、倦怠感、消化器症状、鼻汁、味覚異常、嗅覚異常などの症状が見られる。</p> <p>新型コロナウイルス感染症では、鼻やのどからのウイルスの排出期間の長さ個人差があるが、発症2日前から発症後7～10日間はウイルスを排出しているといわれている。発症後3日間は、感染性のウイルスの平均的な排出量が非常に多く、5日間経過後は大きく減少することから、特に発症後5日間は他人に感染させるリスクが高いことに注意することが求められる。</p> <p>新型コロナウイルス感染症と診断された人のうち、重症化した人の割合や死亡した人の割合は年齢によって異なり、高齢者は高く、若者は低い傾向にある。重症化する割合や死亡する割合は以前と比べ低下している。</p>
感染経路	主な感染経路は飛沫感染、エアロゾル感染、接触感染である。
予防・治療方法	<p>令和5年9月20日現在、新型コロナワクチンは、日本国内に住民登録のある生後6か月以上の方が接種対象となっている。</p> <p>オミクロンXBB.1.5対応1価ワクチンを用いて、対象者に対して、初回接種（※）を実施している。</p> <p>※1 5歳以上は初回接種で2回の接種を、生後6か月～4歳では、初回接種で3回の接種を実施する。</p> <p>※2 追加接種は、前回の新型コロナワクチンの接種から3か月以上の間隔を空けて、令和5年9月20日から令和6年3月31日の期間中に1人1回行う。</p> <p>治療については、軽症の場合は経過観察のみで自然に軽快することが多く、必要に応じて解熱薬等の対症療法を行う。</p>
留意すべきこと （感染拡大防止策等）	<p>保育所における新型コロナウイルス感染症の基本的感染対策としては、手洗い等により手指を清潔に保つことや換気を行うことが有効である。</p> <p>なお、マスクの着用について乳幼児については、2歳未満では、息苦しさや体調不良を訴えることや、自分で外すことが困難であることから、窒息や熱中症のリスクが高まるため、着用は奨められていない。2歳以上についても、マスクの着用は求めていることに留意する必要がある。</p> <p>罹患した子どもの登園のめやすは、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過すること」である。</p> <p>※無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること</p>

※新型コロナウイルス感染症については、P17、23、31～33も参照